

経営サポート資金の融資案内
(略称「サポート」)

令和6年4月1日
群馬県産業経済部地域企業支援課

この資金は、経済情勢等の変化の中で、売上の減少や取引先企業の倒産等により影響を受け資金繰りに困窮している中小企業者の経営の安定や業況の回復を図るため、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と協力して実施する融資制度です。

経営サポート資金の拡充について (R2. 4. 1~R6. 6. 30)

県では、新型コロナウイルス感染症等により事業活動に影響を受ける中小企業者の資金繰りを支援するため、本資金の一部要件において拡充を行い、金利引き下げ及び融資枠拡大を実施します。拡充に伴い、本融資案内では以下のとおり要件を読み替えて適用するものとします。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策資金

R2年4月1日（GタイプはR3年4月1日）からR5年1月9日まで実施。

【本資金の拡充対象とする要件を以下のとおり読み替える】

- ・セーフティネット保証等関連要件→新型コロナウイルス感染症対策資金Bタイプ
- ・災害復旧関連要件→新型コロナウイルス感染症対策資金Cタイプ
- ・危機関連保証要件→新型コロナウイルス感染症対策資金Fタイプ
- ・伴走支援型特別保証要件→新型コロナウイルス感染症対策資金Gタイプ

(2) 新型コロナ感染症等経済対策資金

R5年1月10日からR6年6月30日までに実施する融資について、名称を変更して引き続き拡充を実施します。

B~Gタイプの読み替えについても、「新型コロナ感染症等経済対策資金」として継続します。

1 申込みのできる方

群馬県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当する方です。なお、県税の滞納がある方、性風俗関連特殊営業等は対象となりません。また、暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方も対象となりません。

Aタイプ（経営強化関連要件）

(1) 一般不況関連要件

売上の減少（投機的な不動産・株式の取引等による場合を除く。）による経営不安を防止し、経営の安定及び業況の回復を図るために必要な運転資金及び設備資金を必要とする次の①、②いずれかに該当する方

- ① 最近6か月又は3か月の売上高が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している方
- ② 最近6か月又は3か月の粗利益（売上総利益で、純売上高から売上製品製造原価又は商品仕入原価等を除いた額）が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している方

(2) 取引条件悪化等要件

- ① 取引先の倒産等（例：銀行取引停止処分、会社更生法や民事再生法の適用、自己破産、事業休止・廃止）により、回収が困難となる売掛債権や不渡手形（割引手形の買い戻しを除く。）などを補填する運転資金を必要とする方

- ② 取引先との取引条件の悪化（例：原材料の支給方法の変更、代金決済方法の大幅な変更、手形サイトの長期化及び主取引先の倒産、取引中止並びに海外移転等による取引先の大幅な変更）による資金繰りの悪化を改善する運転資金を必要とする方
- ③ 著しい事業環境変化を原因として、売上高が前3か月平均と比較して20%以上減少し、短期的かつ急激に経営の安定に支障が生じている方（対象となる業種を知事がその都度指定します。）

Bタイプ（セーフティネット保証等関連要件）

（1） 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号、第2号又は第5号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた方

① 第1号：再生手続開始申立等関係

次のいずれかに該当する方

ア 経済産業大臣の指定（以下「指定」という。）を受けた事業者（以下「再生手続開始申立等事業者」という。）に対して50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含む。）債権又は前渡金返還請求権を有している方

イ 再生手続開始申立等事業者に対して50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権しか有していないが、全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上である方

② 第2号：事業活動の制限関係

次のいずれかに該当する方

ア 指定を受けた事業活動の制限を行っている事業者（以下「指定事業者」という。）と直接取引があり、総取引規模に占める当該指定事業者との取引規模の割合が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高、販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月と比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方

イ 指定事業者と間接的な取引関係にあり、総取引規模に占める当該事業者関連の取引規模の割合が20%以上で、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方

ウ 指定する地域内において、1年間以上継続して事業を行っているとともに、当該事業活動の制限を受けた後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方

※ 下線については、当分の間、10%以上に条件が緩和されています。

なお、指定事業者が金融機関である場合にあっては、当該金融機関と金融取引を行っていて（金融機関からの総借入金残高のうち、当該金融機関からの借入金残高の占める割合が20%以上である方に限ります。）適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、当該金融機関からの借入金の返済を含めた資金調達が必要な方に限ります。

③ 第5号：業種関係

次のいずれかに該当する方

ア 指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同期の売上高等に比して10%以上減少している方

※ 下線については、当分の間、5%以上に条件が緩和されています。

※ 新型コロナウイルス感染症による影響を受けている中小企業者にあっては、波線部について、当分の間、「原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して5%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少している方」とします。

イ 指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、原油価格の上昇により、

- 製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」という。）に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っている方
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号に該当する方で、市町村長から証明又は認定を受けた方

Cタイプ（災害復旧関連要件）

- (1) 地震、火災、風水害又は突発的な事故等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた方
- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた方
- (3) 災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた方
- (4) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた方
- ① 第3号：地域・業種関係
指定を受けた地域において、指定を受けた業種に属する事業を1年間以上継続して行っている方で、指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」という。）の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方
- ② 第4号：地域関係
指定を受けた地域において1年間以上継続して事業を行っている方で、指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方
- (5) その他知事が指定する災害により被害を受け、事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた方

Fタイプ（危機関連保証要件）

- 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の規定により、特例中小企業者として市町村長から認定を受けた方
- 次のア及びイに該当する方
- ア 金融取引に支障を来しているもので、金融取引の正常化を図るため、資金調達が必要となっている方
- イ 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による経済産業大臣が認める日以降において、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたことによる我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていることに起因して、原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる方

Gタイプ（伴走支援型特別保証要件）

- 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」という。）を策定した方
- ア 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けている方

- イ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けている方
ウ 次の①又は② i から vi のいずれかに該当する方
- ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少している方
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少している方
- エ 激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づいて指定された令和六年能登半島地震による災害に限る。）について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けたこと

※ 創業後3か月以上1年1か月未満の中小企業者の方は、ア、イ、ウ①、ウ② i 又はウ② iv に該当すれば申込可能です。なお、ウ①については、「前年同月の売上高」を「最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高」に、ウ② i については「前年同月の売上高総利益率」を「最近1か月間を含む最近3か月間の売上高総利益率」に、ウ② iv については「前年同月の売上高営業利益率」を「最近1か月間を含む最近3か月間の売上高営業利益率」に読み替えることとします。

2 資金使途

(1) 運転資金

事業を営むのに必要とする運転資金（原材料購入費、人件費、外注加工費、機械等の借用料等の費用等）で、資金使途が明確に把握できるもの（申請より概ね6か月分程度を上限とします）。既に支出した資金の補填資金は対象となりません。

(2) 設備資金（1頁「1申込みのできる方」のAタイプ(2)及びFタイプの要件は対象外）

県内に設置して事業を営むのに必要とする設備資金（工場、店舗、事務所等の建物及びその付属設備、機械・装置、重機・特殊（特種）車両、器具・備品等の取得等に必要な資金）で、財務会計処理上資産として計上するものに限りません。

なお、土地の取得費用は対象となりません。

また、既に契約、発注又は工事着手したものや取得済みのものについても、対象となりません。

(3)

3 融資条件

(1) 融資限度額 1億2,000万円 (①~③の各要件の合計)

① Aタイプ

6,000万円

(Aタイプの融資残高を含む。)

* 取引先の倒産等場合には、回収困難となる額と上記運転資金の融資限度額のいずれか低い額です。

② Bタイプ

6,000万円

(平成21年度以前に実施したDタイプ(緊急保証関連要件)及びBタイプの融資残高を含む。)

③ Cタイプ

5,000万円 (内運転資金3,000万円)

(Cタイプの融資残高を含む。)

④Fタイプ
3,000万円

⑤Gタイプ
1億円

(2)融資期間

①運転資金10年以内（内据置1年以内）
*Cタイプは7年以内（内据置2年以内）
*Gタイプは10年以内（内据置5年以内）

①設備資金10年以内（内据置2年以内）
*Gタイプは10年以内（内据置5年以内）

(3)融資利率

責任共有制度対象年1.75%以内
責任共有制度対象外年1.7%以内
Fタイプ
責任共有制度対象外年1.3%以内
Gタイプ
年1.1%以内

*令和2年4月1日～令和6年6月30日までに実施する融資に限り、各要件における融資利率は上記によらず、以下の融資利率を適用するものとします。

Aタイプ
責任共有制度対象外年1.7%以内
責任共有制度対象年1.75%以内
B、C、F、及びGタイプ
年1.1%以内

*上記の融資利率は、令和6年4月1日現在のものです。

*融資利率は、金融情勢等により変更することがあり、融資実行時点の金利を適用します。

(4)信用保証

保証協会の信用保証を付していただきます。

*Aタイプについては、原則として経営安定関連保証(セーフティネット保証)を除きます。

Bタイプについては、経営安定関連保証又は東日本大震災復興緊急保証に限りです。

Cタイプ(4)については、経営安定関連保証に限りです。

Fタイプについては危機関連保証に限りです。

Gタイプについては伴走支援型特別保証に限りです。

なお、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証の利用に際しては、市町村長の認定が必要となります。

(5)担保・保証人

融資を受ける金融機関や保証協会と相談していただきます。

ただし、Gタイプについては以下のとおりとします。

担保：必要に応じて徴求することとする。

保証人：原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

また、経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。

(6)返済方法

年1回以上(月賦、半年賦、年賦など)の元金均等分割返済とします。

ただし、Gタイプについては一括返済も可能とします。(※一括返済の場合、融資期間は1年以内となります)

4 融資の申込み

融資を受けようとする金融機関の融資窓口にご相談ください。

金融機関では、経営状況などをお伺いするとともに、保証協会と協議の上、この資金に該当すると見込まれる場合に融資の受付をいたします。

(1)申込先及び必要書類

次の書類を添付して金融機関の融資窓口にお申し込みください。

- ① 融資申込書（金融機関で定められている場合）
- ② 信用保証委託申込書（保証協会所定用紙）
- ③ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書
- ④ 対象要件の確認に必要な資料（決算書、月次売上表など）
- ⑤ 資金使途の確認に必要な資料（建物の設計図・図面、見積書、建築確認通知など）
- ⑥ 市町村長が発行する認定書（経営安定関連保証（セーフティネット保証）、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証又は伴走支援型特別保証（Gタイプ.ア又はイ）を利用する場合に限ります。）
- ⑦ 市町村長等から証明を受けた被災証明書（Cタイプ(1)～(3)及び(5)の要件の場合に限ります。県所定用紙。）
- ⑧ 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（用紙は県地域企業支援課に用意してあるほか、群馬県ホームページからもダウンロードできます。）
- ⑨ 経営行動計画書及び経営者保証免除対応を適用する場合には経営者保証免除対応確認書（Gタイプの要件の場合に限ります。）
- ⑩ 以下のいずれかの減少要件確認書（Gタイプ.ウの要件の場合に限ります。）
 - ・売上高減少要件確認書
 - ・売上高総利益率減少要件確認書
 - ・売上高営業利益率減少要件確認書
- ⑪ 令和六年能登半島地震による災害に係る罹災証明書（Gタイプ.エの要件の場合に限ります。）
- ⑫ その他申込内容により、提出をお願いするものがあります。

(2) 申込期間

年間随時受け付けます。

ただし、融資枠に達したときは締め切ることがあります。

5 融資の決定

(1) 金融機関に提出された書類は、保証協会では審査等を行います。

(2) 保証協会では、融資対象要件の確認を行い、保証が適当と認められる場合には保証協会から保証書が発行され、金融機関から融資が実行されます。

6 期中管理

取扱金融機関は、信用保証において期中管理が定められている場合には、信用保証協会の定めに従い実施してください。

7 その他

詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。

* 既往債務の借換について *

- ・原則として経営サポート資金（廃止した東日本大震災被害対策資金を含む。）の既往債務については、本資金により借換ができます。
- ・借換融資の申込みをされる場合は、融資を受けようとする金融機関の窓口にご相談ください。なお、詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。

【Gタイプの借換の特例】

- ・Gタイプア～ウについては、本資金の既往債務に限らず、信用保証協会の保証付き融資の既往債務の借換ができます。
- ・Gタイプエについては、同一災害（令和6年能登半島地震による災害）による災害関係保証を適用した既往借入金に限り借換ができます。
- ・その他の借換の可否については、以下の借換可否整理表のとおりです。

■ Gタイプ 借換可否整理表 ■

○…借換可 ×…借換不可 【】…借換後の責任共有対象の種類						
既往借入金 (保証付き借入 に限る)	借換え内容		借換後の新型コロナ等経済対策資金Gタイプの対象者要件			
			セーフティネット保証		一般保証	災害関係
			4号	5号		
責任共有対象 (セーフティネット 保証5号等)	真水あり(既往債務+新規融資)		×	○ 【責任共有対象】	○ 【責任共有対象】	×
	真水なし (既往債務 のみ)	既往借入金が「危機指定期間 のセーフティネット保証5号」 に該当する(※1)	○ 【責任共有対象外】	○ 【責任共有対象】	○ 【責任共有対象】	×
		上記以外	×	○ 【責任共有対象】	○ 【責任共有対象】	×
責任共有対象外 (セーフティネット 保証4号等)	真水あり(既往債務+新規融資)		○ 【責任共有対象外】	○ 【責任共有対象】	○ 【責任共有対象】	△※2 【責任共有対象外】
	真水なし(既往債務のみ)		○ 【責任共有対象外】	○ 【責任共有対象外】	○ 【責任共有対象外】	△※2 【責任共有対象外】

※1 既往借入金が、セーフティネット保証5号を利用した融資で「危機関連保証指定期間(R2. 2. 1~R3. 12. 31)に信用保証協会に対して保証申込受付をし、かつ貸付け実行されたもの」に限る

※2 災害関係保証(令和6年能登半島地震による災害に係るもの)からの借換えに限り可

●問い合わせ先

群馬県庁地域企業支援課 (金融係)	〒371-8570前橋市大手町一丁目1-1 TEL 027-226-3332 FAX 027-223-7875
群馬県信用保証協会 営業部	〒371-0026前橋市大手町三丁目3-1 TEL 027-231-8818・8819
〃 高崎支店	〒370-0006高崎市問屋町二丁目7-2 TEL 027-362-7733
〃 桐生支店	〒376-0023桐生市錦町三丁目1番25号商工会議所会館4階 TEL 0277-43-6211
〃 太田支店	〒373-0852太田市新井町534-12 TEL 0276-48-8811

●経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証の市町村の認定についての問い合わせ先

各市町村の中小企業向け制度融資担当課 (商業観光課、商工課、産業課、経済課など)

●取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の本支店